

## 令和3年度 優先事項等

地域毎に以下の飼養衛生管理基準の事項について、優先的に指導等を実施する。

## &lt;長崎・県央地域&gt;

家畜	重点的指導事項	優先指導地域	理由	時期
牛	<p>①飼養衛生管理マニュアルの作成・指導</p> <p>②大規模農場（飼養頭数200頭以上の農場27農場）での通報ルールに則した対応の徹底</p> <p>③埋却地の確保</p>	<p>①管内全市町</p> <p>②長崎市、諫早市、大村市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町</p> <p>③長崎市、諫早市、大村市、西海市、長与町、東彼杵町、波佐見町</p>	<p>①施行日（令和4年2月）までに全農家で作成が必要。適切なマニュアルの運用を指導する。</p> <p>②特に従業員を雇用する大規模農場においては、従業員に対し、特定症状の理解と通報ルールに則した対応の徹底を図ることが重要。</p> <p>③確保した埋却地に作業上の問題があると思われる農場（28農場）については、新たな候補地の確保に努めるよう指導する。</p>	4月～3月
豚	<p>①飼養衛生管理マニュアル</p> <p>②外国人技能実習生受入農場への指導強化</p> <p>③衛生管理区域の適切な設定</p> <p>④記録の作成及び保管</p> <p>⑤処理済みの飼料の利用</p> <p>⑥野生動物侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕</p>	<p>①管内全市町</p> <p>②西海市</p> <p>③長崎市、西海市</p> <p>④管内全市町</p> <p>⑤長崎市、西海市</p> <p>⑥管内全市町</p>	<p>①マニュアルの履行状況、実効性を確認。必要に応じマニュアルの見直しや、従業員への周知等を指導する必要がある。</p> <p>②母国等からの病原体の持込み防止と実習生に飼養衛生管理基準の内容を十分理解してもらうことが重要。</p> <p>③処理済飼料利用の新基準に適合するため、衛生管理区域設定を変更した農家への区域境界での防疫対応の確認・指導を行なう。</p> <p>④記録項目に漏れがある農家があるため、記録台帳（様式）を作成・配布し適切に記録を行なうよう指導する。</p> <p>⑤加熱処理内容及び加熱前後の交差汚染防止対策を確認・指導する。記録台帳を配布し、記録の徹底を図る。</p> <p>⑥新基準への適合状況を確認し、必要に応じ改善指導を行なう。</p>	4月～12月

<p>鶏</p>	<p>①飼養衛生管理マニュアルの作成・指導</p> <p>②家きん舎ごとの専用長靴、家きん舎ごとの専用手袋（又はその都度の手指消毒）の着用</p> <p>③野生動物侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕及び家きん舎周辺の整理・整頓</p> <p>④適正な飲水の給与</p> <p>⑤放牧養鶏への対応</p>	<p>①管内全市町</p> <p>②管内全市町</p> <p>③管内全市町</p> <p>④西海市</p> <p>⑤波佐見町</p>	<p>①施行日（令和4年2月）までに全農場で作成が必要。適切なマニュアルの運用も指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアルの作成は、図示や多言語化で全従業員が理解できる表示形式とするとともに、従業員に対する講習会の開催頻度など手順の周知方法や、手順に沿った更衣・消毒ができているかを確認するため入退場及び更衣・消毒の記録方法についても併せて規定する。また、ウインドレスの家きん舎であっても除糞ベルトや集卵ベルトの通過口等からの野生動物侵入を防止するためカバーやシャッターの設置等の対策及びそれらの日常の点検方法・体制についても記載する。</li> </ul> <p>②多くの農家では、家きん舎ごとの専用手袋の着用はなく、手指の消毒で対応している。恒常的に実施されるよう指導を継続する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家きん舎数に応じた手指消毒設備の設置若しくは手袋・長靴を用意し、それらの更衣の際に交差汚染を防ぐ手順で実践する。</li> </ul> <p>③家きん舎の壁やカーテン、防鳥ネットは、経年劣化により破損が起きるため、継続しての確認と必要に応じた改善指導が必要。併せて、換気扇や除糞ベルト、集卵ベルトの鶏舎開口部は詳細に確認する必要がある。</p> <p>（野鳥等の小型の野生動物が侵入困難な2cm以下の網目の防鳥ネットの家きん舎への設置・破れがあった際の速やかな修繕の実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生管理区域内の整理・整頓及び消毒（野生動物の隠れ場所となる物品を置かない。家きん舎周辺の草刈の実施）</li> </ul> <p>④山水、川水等を給与している農家へ消毒の実施状況を確認する必要がある。</p> <p>⑤野鳥との接触がないように、飼育場所全体を防鳥ネットで覆う必要がある。</p>	<p>4月～ 10月</p>
----------	--	--	---	--------------------

	<p>⑥早期通報の徹底</p>	<p>⑥管内全市町</p>	<p>⑥異常通報で死亡羽数の推移を確認すると、自己判断により通報が遅れているケースがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定症状が確認された場合の早期通報について、通報の基準（通例の2倍以上の死亡や、チアノーゼ等の症状）を具体的な数値や写真を用いて日頃、飼養管理に携わる従業員などの関係者に周知し、認識を共有した上で実践するよう指導が必要。</li> </ul>	
--	-----------------	---------------	---	--

<島原地域>

家畜	飼養衛生管理基準の事項	優先指導地域	理由	時期
牛	①飼養衛生管理者と外国人技能実習生との情報伝達  ②飼養衛生管理マニュアルの作成・指導	①管内全市  ②管内全市	①技能実習生受入等の肉用牛6農場、乳用牛13農場について、特に新たに受け入れる技能実習生との情報伝達不足が懸念される。また母国等からの国際郵便の中に輸入禁止の肉製品等を送付しないこと等の再周知が改めて必要。  ②施行日（令和4年2月）までに全農場で作成が必要。適切なマニュアルの運用も指導する。	4月～3月
豚	①共同堆肥舎を利用する農場車両の消毒  ②飼養衛生管理者と外国人技能実習生との情報伝達  ③飼養衛生管理マニュアル  ④野生動物侵入防止のためのネット等の設置  ⑤処理済みの飼料の利用	①島原市  ②管内全市  ③管内全市  ④管内全市  ⑤南島原市	①共同堆肥舎利用の4経営体について、施設利用時の交差汚染防止を一層徹底する必要がある。  ②技能実習生等受入6農場について、特に新たに受け入れる技能実習生との情報伝達不足が懸念される。また母国等からの国際郵便の中に輸入禁止の肉製品等を送付しないこと等の再周知が改めて必要。  ③マニュアルの履行状況、実効性を確認。必要に応じマニュアルの見直しや、従業員への指導を行う。  ④新基準への適合状況を確認し、必要に応じ改善指導を行なう。  ⑤加熱処理内容を確認する。	4月～12月
鶏	①飼養衛生管理者と外国人技能実習生との情報伝達  ②放牧養鶏への対応  ③飼養衛生管理マニュアルの作成・指導	①島原市、南島原市の外国人技能実習生等受入農場  ②雲仙市  ③管内全市	①地域内には、4農場が技能実習生等を雇用する。特に新たに雇用される技能実習生等との情報伝達不足が懸念される。また海外の家族等からの国際郵便の中に輸入禁止の肉製品等を送付しないこと等の再周知が改めて必要である。  ②地域内には、放牧養鶏が1農場あり、家きん舎等の収容スペースを所有していないことから、防鳥ネットの設置、定期的な破損の確認、修繕が必要であり、定期的な指導が必要である。  ③施行日（令和4年2月）までに全農場で作成が必要。適切なマニュアルの運用も指導する。 ・マニュアルの作成は、図示や多言語化	4月～10月

	<p>④家きん舎ごとの専用長靴、家きん舎ごとの専用手袋（又はその都度の手指消毒）の着用</p> <p>⑤野生動物侵入防止のためのネット等の設置、点検、修繕及び家きん舎周辺の整理・整頓</p> <p>⑥早期通報の徹底</p>	<p>④管内全市</p> <p>⑤管内全市</p> <p>⑥管内全市</p>	<p>で全従業員が理解できる表示形式とする とともに、従業員に対する講習会の開催 頻度など手順の周知方法や、手順に沿っ た更衣・消毒ができているかを確認する ため入退場及び更衣・消毒の記録方法に ついて併せて規定する。また、ウイン ドレスの家きん舎であっても除糞ベルト や集卵ベルトの通過口等からの野生動物 侵入を防止するためカバーやシャッター の設置等の対策及びそれらの日常の点検 方法・体制についても記載する。</p> <p>④多くの農家では、家きん舎ごとの専用 手袋の着用はなく、手指の消毒で対応し ている。恒常的に実施されるよう指導を 継続する必要がある。 ・家きん舎数に応じた手指消毒設備の設 置若しくは手袋・長靴を用意し、それら の更衣の際に交差汚染を防ぐ手順で実践 する。</p> <p>⑤家きん舎の壁やカーテン、防鳥ネット は、経年劣化により破損が起きるため、 継続しての確認と必要に応じた改善指導 が必要。併せて、換気扇や除糞ベルト、 集卵ベルトの鶏舎開口部は詳細に確認す る必要がある。 （野鳥等の小型の野生動物が侵入困難な 2cm以下の網目の防鳥ネットの家きん舎へ の設置・破れがあった際の速やかな修繕 の実施） ・衛生管理区域内の整理・整頓及び消毒 （野生動物の隠れ場所となる物品を置か ない。家きん舎周辺の草刈の実施）</p> <p>⑥異常通報で死亡羽数の推移を確認する と、自己判断により通報が遅れているケ ースがある。 ・特定症状が確認された場合の早期通報 について、通報の基準（通例の2倍以上 の死亡や、チアノーゼ等の症状）を具体 的な数値や写真を用いて日頃、飼養管理 に携わる従業員などの関係者に周知し、 認識を共有した上で実践するよう指導が 必要。</p>
--	---	--	--

<県北地域>

家畜	飼養衛生管理基準の事項	優先指導地域	理由	時期
牛	①飼養衛生管理マニュアルの作成・指導  ②畜舎専用長靴の設置並びに使用  ③飼料保管場所への野生動物の侵入防止	①管内全市町  ②管内全市町  ③管内全市町	①施行日（令和4年2月）までに全農家で作成が必要。適切なマニュアルの運用も指導する。  ②専用靴の履き替え前後に交差汚染がされていないことの確認と、恒常的に実施されるよう継続した指導が必要。  ③飼料の保管は野生動物が侵入しないようネットや蓋付き容器等を利用しているが、これらは気象や経年劣化により破損が生じるため、継続した確認、指導が必要。	4月～3月
豚	①野生動物の侵入防止  ②処理済みの飼料の交差汚染対策	①佐世保市、平戸市、松浦市  ②佐世保市	①野生動物が衛生管理区域内に侵入しないよう防護柵等の定期的な点検と遅延のない修繕を促す必要がある。  ②加熱前原材料と加熱済飼料を扱う容器や作業台車の交差汚染防止対策の順に沿った運用状況を確認し、必要に応じ指導する。	4月～12月
鶏	①飼養衛生管理マニュアルの作成・指導  ②家きん舎立入時の手指消毒	①佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町  ②平戸市、松浦市	①施行日（令和4年2月）までに全農家で作成が必要。適切なマニュアルの運用も指導する。 ・マニュアルの作成は、図示や多言語化で全従業員が理解できる表示形式とともに、従業員に対する講習会の開催頻度など手順の周知方法や、手順に沿った更衣・消毒ができているかを確認するため入退場及び更衣・消毒の記録方法についても併せて規定する。また、ウインドレスの家きん舎であっても除糞ベルトや集卵ベルトの通過口等からの野生動物侵入を防止するためカバーやシャッターの設置等の対策及びそれらの日常の点検方法・体制についても記載する。  ②家きん舎専用の手袋を着用している農場で手袋の定期的な交換、洗浄されているかを確認し、必要に応じ指導する。 ・家きん舎数に応じた手指消毒設備の設置若しくは手袋を用意し、それらの更衣の際に交差汚染を防ぐ手順で実践する。	4月～10月

	<p>③家きん舎ごとの専用靴の設置並びに使用</p> <p>④野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕及び家きん舎周辺の整理・整頓</p> <p>⑤給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止（だちょう飼育農場）</p> <p>⑥特定症状が確認された場合の早期通報</p>	<p>③佐世保市、平戸市、松浦市</p> <p>④佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町</p> <p>⑤平戸市</p> <p>⑥佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町</p>	<p>③家きん舎専用靴の履き替え前後に交差汚染がないことの確認と、恒常的に実施されるよう継続した指導が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家きん舎数に応じた長靴を用意し、それらの更衣の際に交差汚染を防ぐ手順で実践する。</li> </ul> <p>④鶏舎の壁やカーテン、防鳥ネットは、経年劣化により破損が起きるため、継続した確認と必要に応じた改善指導を行う。</p> <p>（野鳥等の小型の野生動物が侵入困難な2cm以下の網目の防鳥ネットの家きん舎への設置・破れがあった際の速やかな修繕の実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生管理区域内の整理・整頓及び消毒（野生動物の隠れ場所となる物品を置かない。家きん舎周辺の草刈の実施）</li> </ul> <p>⑤だちょうの飼養形態は、家きん飼養形態とは異なるため、飼料、飲用水が野生動物を介し病原体に汚染されないよう継続した指導が必要。</p> <p>⑥異常通報で死亡羽数の推移を確認すると、自己判断により通報が遅れているケースがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定症状が確認された場合の早期通報について、通報の基準（通例の2倍以上の死亡や、チアノーゼ等の症状）を具体的な数値や写真を用いて日頃、飼養管理に携わる従業員などの関係者に周知し、認識を共有した上で実践するよう指導が必要</li> </ul>	
--	---	--	--	--

<五島地域>

家畜	飼養衛生管理基準の事項	優先指導地域	理由	時期
牛	<p>①飼養衛生管理マニュアルの作成・指導</p> <p>②飲用に適した水の給与</p>	<p>①五島市、新上五島町</p> <p>②五島市</p>	<p>①施行日（令和4年2月）までに全農家で作成が必要。適切なマニュアルの運用も指導する。</p> <p>②雨水を給与している農場に対して、消毒の実施状況を確認する必要がある。</p>	4月～3月

豚	<p>①飼養衛生管理マニュアル</p> <p>②野生動物侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕</p>	<p>①五島市、新上五島町</p> <p>②五島市、新上五島町</p>	<p>①マニュアルの履行状況、実効性を確認。必要に応じマニュアルの見直しや、従業員への周知等を指導する必要がある。</p> <p>②新基準への適合状況を確認し、必要に応じ改善指導を行なう。</p>	4月～12月
鶏	<p>①飼養衛生管理マニュアルの作成・指導</p> <p>②家きん舎ごとの手指消毒設備の設置若しくは手袋・長靴の使用</p> <p>③野生動物侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕及び家きん舎周辺の整理・整頓</p> <p>④早期通報の基準の従業員等への周知、実践</p>	<p>①五島市</p> <p>②五島市</p> <p>③五島市</p> <p>④五島市</p>	<p>①施行日（令和4年2月）までに全農家で作成が必要。適切なマニュアルの運用も指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアルの作成は、図示や多言語化で全従業員が理解できる表示形式とともに、従業員に対する講習会の開催頻度など手順の周知方法や、手順に沿った更衣・消毒ができているかを確認するため入退場及び更衣・消毒の記録方法についても併せて規定する。また、ウインドレスの家きん舎であっても除糞ベルトや集卵ベルトの通過口等からの野生動物侵入を防止するためカバーやシャッターの設置等の対策及びそれらの日常の点検方法・体制についても記載する。</li> </ul> <p>②多くの農家では、家きん舎ごとの専用手袋の着用はなく、手指の消毒で対応している。恒常的に実施されるよう指導を継続する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家きん舎数に応じた手指消毒設備の設置若しくは手袋・長靴を用意し、それらの更衣の際に交差汚染を防ぐ手順で実践する。</li> </ul> <p>③家きん舎の壁やカーテン、防鳥ネットは、経年劣化により破損が起きるため、継続しての確認と必要に応じた改善指導が必要。併せて、換気扇や除糞ベルト、集卵ベルトの鶏舎開口部は詳細に確認する必要がある。</p> <p>（野鳥等の小型の野生動物が侵入困難な2cm以下の網目の防鳥ネットの家きん舎への設置・破れがあった際の速やかな修繕の実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生管理区域内の整理・整頓及び消毒（野生動物の隠れ場所となる物品を置かない。家きん舎周辺の草刈の実施）</li> </ul> <p>④誰が異常を発見しても、早期通報を実施する体制を整える必要があるため、早期通報の基準（通例の2倍以上の死亡</p>	4月～10月



			や、チアノーゼ等の症状) について具体的な数値や写真を用いて日頃、飼養管理に携わる従業員などの関係者に周知し、認識を共有した上で実践すること。
--	--	--	---

<吉岐地域>

家畜	飼養衛生管理基準の事項	優先指導地域	理由	時期
牛	①飼養衛生管理マニュアルの作成・指導	①吉岐市	①施行日(令和4年2月)までに全農家で作成が必要。適切なマニュアルの運用も指導する。	4月～3月
	②衛生管理区域、および畜舎立入時の手指消毒	②吉岐市	②靴の消毒と比較して徹底されていない場合があるため、恒常的な取組とするよう指導する	
鶏	①飼養衛生管理マニュアルの作成・指導	①吉岐市	①施行日(令和4年2月)までに全農家で作成が必要。適切なマニュアルの運用も指導する。 ・マニュアルの作成は、図示や多言語化で全従業員が理解できる表示形式とする とともに、従業員に対する講習会の開催頻度など手順の周知方法や、手順に沿った更衣・消毒ができているかを確認するため入退場及び更衣・消毒の記録方法についても併せて規定する。また、ウインドレスの家きん舎であっても除糞ベルトや集卵ベルトの通過口等からの野生動物侵入を防止するためカバーやシャッターの設置等の対策及びそれらの日常の点検方法・体制についても記載する。	4月～10月
	②野生動物侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕及び家きん舎周辺の整理・整頓	②吉岐市	②家きん舎の壁やカーテン、防鳥ネットは、経年劣化により破損が起きるため、継続しての確認と必要に応じた改善指導が必要。併せて、換気扇や除糞ベルト、集卵ベルトの鶏舎開口部は詳細に確認する必要がある。 (野鳥等の小型の野生動物が侵入困難な2cm以下の網目の防鳥ネットの家きん舎への設置・破れがあった際の速やかな修繕の実施) ・衛生管理区域内の整理・整頓及び消毒(野生動物の隠れ場所となる物品を置かない。家きん舎周辺の草刈の実施)	
	③家きん舎ごとの専用長靴、家きん舎ごとの専用手袋(又はその都度の手指消毒)の着用	③吉岐市	③多くの農家では、家きん舎ごとの専用手袋の着用はなく、手指の消毒で対応している。恒常的に実施されるよう指導を	

	④早期通報の徹底	④彦岐市	<p>継続する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家きん舎数に応じた手指消毒設備の設置若しくは手袋・長靴を用意し、それらの更衣の際に交差汚染を防ぐ手順で実践する。</li> </ul> <p>④異常通報で死亡羽数の推移を確認すると、自己判断により通報が遅れているケースがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定症状が確認された場合の早期通報について、通報の基準（通例の2倍以上の死亡や、チアノーゼ等の症状）を具体的な数値や写真を用いて日頃、飼養管理に携わる従業員などの関係者に周知し、認識を共有した上で実践すること。</li> </ul>	
--	----------	------	--	--

<対馬地域>

家畜	飼養衛生管理基準の事項	優先指導地域	理由	時期
牛	①飼養衛生管理マニュアルの作成・指導	①対馬市	①施行日（令和4年2月）までに全農家で作成が必要。適切なマニュアルの運用も指導する。	4月～3月
	②家畜導入時の健康観察	②対馬市	②小規模農家においては、導入後直接接しないようにする対策が困難。	
	③給餌設備給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入防止	③対馬市	③野鳥防除が不完全な農場について、混入防止対策指導を強化する必要がある。	
鶏	①飼養衛生管理マニュアルの作成・指導	①対馬市	<p>①施行日（令和4年2月）までに全農家で作成が必要。適切なマニュアルの運用も指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアルの作成は、図示や多言語化で全従業員が理解できる表示形式とする</li> <li>とともに、従業員に対する講習会の開催頻度など手順の周知方法や、手順に沿った更衣・消毒ができているかを確認するため入退場及び更衣・消毒の記録方法についても併せて規定する。また、ウインドレスの家きん舎であっても除糞ベルトや集卵ベルトの通過口等からの野生動物侵入を防止するためカバーやシャッターの設置等の対策及びそれらの日常の点検方法・体制についても記載する。</li> </ul>	4月～10月
	②家きん舎ごとの専用長靴、家きん舎ごとの専用手袋（又はその都度の手指消毒）の着用	②対馬市	<p>②交差汚染防止のため、恒常的に実施されるよう指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家きん舎数に応じた手指消毒設備の設</li> </ul>	

	<p>③家きん舎等施設の清掃及び消毒</p> <p>④野生動物侵入防止のためのネット等の点検及び修繕</p> <p>⑤早期通報の徹底</p>	<p>③対馬市</p> <p>④対馬市</p> <p>⑤対馬市</p>	<p>置若しくは手袋・長靴を用意し、それらの更衣の際に交差汚染を防ぐ手順で実践する。</p> <p>③衛生管理区域内の事務所兼処理場について、交差汚染を防止する必要がある。 ・衛生管理区域内の整理・整頓及び消毒（野生動物の隠れ場所となる物品を置かない。家きん舎周辺の草刈の実施）</p> <p>④定期的に家きん舎の壁やカーテン、防鳥ネットの破損などの確認を行い、必要に応じ改善指導を行う。 （野鳥等の小型の野生動物が侵入困難な2cm以下の網目の防鳥ネットの家きん舎への設置・破れがあった際の速やかな修繕の実施）</p> <p>⑤他地域では異常通報で死亡羽数の推移を確認すると、自己判断により通報が遅れているケースがあり、認識の共有が必要。 ・特定症状が確認された場合の早期通報について、通報の基準（通例の2倍以上の死亡や、チアノーゼ等の症状）を具体的な数値や写真を用いて日頃、飼養管理に携わる従業員などの関係者に周知し、認識を共有下上で実践すること。</p>	
馬	<p>①飼養衛生管理マニュアルの作成・指導</p> <p>②衛生管理区域出入り口における車両の消毒</p>	<p>①対馬市</p> <p>②対馬市</p>	<p>①施行日（令和4年2月）までに全農家で作成が必要。適切なマニュアルの運用も指導する。</p> <p>②観光牧場における来場者の車両消毒について、効果的な消毒法を検討する必要がある。</p>	4月～3月

令和4年度 優先事項等

家畜	重点指導事項等	優先的指導地域	理由	時期
牛	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜の所有者の責務の徹底</li> <li>・記録の作成及び保管</li> <li>・衛生管理区域の出入口における車両の消毒</li> <li>・特定症状が確認された場合の早期通報</li> </ul>	長崎市、諫早市、大村市、西海市、長与町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐世保市、平戸市、松浦市、小値賀町、佐々町、島原市、雲仙市、南島原市、五島市、新上五島町、壱岐市、対馬市	県内全域を対象に、口蹄疫等の発生予防のための病原体等の侵入防止対策、及びまん延防止のための早期通報等を指導するため	4～3月
豚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜の所有者の責務の徹底</li> <li>・記録の作成及び保管</li> <li>・処理済みの飼料の利用</li> <li>・衛生管理区域への野生動物の侵入防止</li> <li>・畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒</li> <li>・野生動物侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕</li> <li>・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒</li> <li>・特定症状が確認された場合の早期通報</li> </ul>	長崎市、諫早市、大村市、西海市、佐世保市、平戸市、松浦市、島原市、雲仙市、南島原市、五島市、新上五島町、壱岐市	県内全域を対象に、豚熱等の発生予防のための病原体等の侵入防止対策、及びまん延防止のための早期通報等を指導するため	4～12月
鶏	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家さんの所有者の責務の徹底</li> <li>・記録の作成及び保管</li> <li>・衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用</li> <li>・野生動物侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕</li> <li>・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒</li> <li>・特定症状が確認された場合の早期通報</li> </ul>	長崎市、諫早市、大村市、西海市、東彼杵町、川棚町、佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町、島原市、雲仙市、南島原市、五島市、壱岐市、対馬市	県内全域を対象に、鳥インフルエンザ等の発生予防のための病原体等の侵入防止対策、及びまん延防止のための早期通報等を指導するため	6～10月

令和5年度 優先事項等

家畜	重点指導事項	優先指導地域	理由	時期
牛	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜の所有者の責務の徹底</li> <li>・記録の作成及び保管</li> <li>・衛生管理区域の出入口における車両消毒</li> <li>・特定症状が確認された場合の早期通報</li> </ul>	長崎市、諫早市、大村市、西海市、長与町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐世保市、平戸市、松浦市、小値賀町、佐々町、島原市、雲仙市、南島原市、五島市、新上五島町、壱岐市、対馬市	県内全域を対象に、口蹄疫等の発生予防のための病原体等の侵入防止対策、及びまん延防止のための早期通報等を指導するため	4～3月
豚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜の所有者の責務の徹底</li> <li>・記録の作成及び保管</li> <li>・処理済みの飼料の利用</li> <li>・衛生管理区域への野生動物の侵入防止</li> <li>・畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒</li> <li>・野生動物侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕</li> <li>・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒</li> <li>・特定症状が確認された場合の早期通報</li> </ul>	長崎市、諫早市、大村市、西海市、佐世保市、平戸市、松浦市、島原市、雲仙市、南島原市、五島市、新上五島町、壱岐市	県内全域を対象に、豚熱等の発生予防のための病原体等の侵入防止対策、及びまん延防止のための早期通報等を指導するため	4～12月
鶏	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家さんの所有者の責務の徹底</li> <li>・記録の作成及び保管</li> <li>・衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用</li> <li>・野生動物侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕</li> <li>・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒</li> <li>・特定症状が確認された場合の早期通報</li> </ul>	長崎市、諫早市、大村市、西海市、東彼杵町、川棚町、佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町、島原市、雲仙市、南島原市、五島市、壱岐市、対馬市	県内全域を対象に、鳥インフルエンザ等の発生予防のための病原体等の侵入防止対策、及びまん延防止のための早期通報等を指導するため	6～10月